

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

平成 31 年 1 月 28 日
文化庁著作権課

第 58 回 WIPO 加盟国総会結果概要1. 日程

平成 30 年 9 月 24 日（月）～10 月 2 日（火）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会では、意匠法条約採択のための外交会議の開催、外部事務所の設置について議論が行われた他、著作権等常設委員会（SCCR）、マラケシュ条約に関する加盟国会合等が行われた。

3. 結果概要（SCCR、マラケシュ条約関連の議題のみ）（1）SCCR の活動報告について

SCCR の活動について事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントが行われた。

制限と例外の議論については、アフリカグループ、イラン等が法的拘束力のある国際文書の策定を求めたのに対し、我が国、EU、米国等は各国が柔軟に制限・例外を定めるべきであると主張した。

放送機関の保護の議論については、我が国、EU、アルゼンチン等より外交会議の早期開催を望む旨が表明された。また、放送条約の早期策定を目的とするワークプランがアルゼンチンより提案された。本提案についてインフォーマル形式により議論が行われた結果、「委員会は、合意が得られていない事項について SCCR37、38 において合意が得られるよう最大限努力し、当該事項について合意が得られる場合には、外交会議開催の勧告を行うこととする。」との決定がなされた。

（2）マラケシュ条約加盟国会合について

マラケシュ条約の加盟状況（報告時点で 41 カ国加盟）等に関する報告が事務局からなされ、加盟国の一部からはマラケシュ条約の加盟国増加を期待する旨の発言がなされた。我が国は、マラケシュ条約の加入書を寄託する旨の発言を行い、10 月 1 日に加入書を世界知的所有権機関（WIPO）事務局長に寄託した。

第 37 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要

1. 日程

平成 30 年 11 月 26 日（月）～11 月 30 日（金）

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論

（1）放送条約

ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。

イ. 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式（各地域グループにつき 7 か国が参加。）にて行われ、各国からの修正提案が反映された統合テキスト案（SCCR/37/8:資料 1－3 参照）が議長によって取りまとめられた。今次会合の結果として、条文案の整理がなされ、パート A と B に分かれていた議長テキストが一つに統合・整理され、選択肢が複数列記される箇所やブラケットに囲まれる箇所はいまだ残るものの一定の前進が見られた。

テキスト案に関する主な議論内容は以下のとおり。

<放送の定義について>

放送の定義からインターネット送信を除くことについて、複数の国から支持が表明され、放送からインターネット送信が除かれることとなった。

<インターネット上の送信¹の保護について>

異時送信の保護について、アルゼンチンからの提案について議論がなされた。アルゼンチン提案は異時送信のうち放送と同等の異時送信（見逃し配信等）については義務的な保護とするものであるが、本提案について議論が行われたが合意は得られず、本提案については議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとな

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、（i）サイマルキャスト（放送番組の同時のウェブキャスト）、（ii）ニアサイマルキャスト（時差等により時間を少しずらして行われるウェブキャスト）、（iii）異時送信に分類している。

った。

<与えられる権利について>

米国からの提案（SCCR/37/7）は、再送信についての保護の方法について各国に柔軟性を与えるものである。本提案の趣旨や意図について各国から積極的に質問がなされたが、本提案について合意は得られず、議長テキストに反映したうえで次回会合において引き続き議論することとなった。

<放送前信号の保護について>

今次会合では、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権（right to prohibit）を与える代わりに、適当かつ効果的な保護（adequate and effective protection）を与えることを認めた柔軟性を有する案とすることで合意が得られた。

（2）権利の制限と例外

ア．経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005年以降、議題化されている。現在、（i）図書館とアーカイブのための制限例外と、（ii）教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

イ．議論の概要

前回会合にて採択されたアクションプランに基づき事務局が実施した図書館、博物館、教育と研究機関等に関する整理作業の結果がそれぞれを担当する研究者から報告された。今後も引き続き、アクションプランに基づく作業が行われる予定である。

（3）その他の議題について

ア．デジタル環境に関連する著作権の分析

事務局から、今後の調査・研究についてデジタルミュージックサービスを対象とし、現状の権利関係、ライセンスの運用、収益の分配等について、今後2年間実施し、本委員会に調査の状況が随時報告されることとなった。

イ．追及権

事務局から、これまでの議論の経緯及び実務に関する事実調査を行うタスクフォースについての説明が行われ、タスクフォースの調査結果について次回会合で報告されることとなった。

ウ．舞台演出家(theater director)の保護

事務局から、今後の研究の進め方について説明がなされ、世界各国における舞台演出家の保護の状況について調査を行い、次回会合にて途中報告が、第 39 回会合にて最終報告が報告されることとなった。

4. 今後の予定

次回 SCCR は、平成 31 年 4 月 1 日～4 月 5 日に開催予定である。

(参考1) アルゼンチン提案について

前回のアルゼンチン提案では異時送信を3つ(同等の異時送信、密接に関連した異時送信、関連の無い異時送信)に分類して保護レベルを規定していたが、今次会合においてアルゼンチンから、当該提案を以下のように「同等の異時送信」と「その他の異時送信」の2つに分類する修正提案がなされた。

1. 定義について

○ “equivalent deferred transmission” (同等の異時送信)

“equivalent deferred transmission” means the deferred transmission broadcast by a broadcasting organization that corresponds to its linear broadcasts and is only available to the public for a limited period of weeks or months.

「同等の異時送信」とはリニア放送に相当する(correspond)ものであり、限られた週あるいは月までの間のみ公衆に提供され、放送機関によって放送される異時送信をいう。

○ “other deferred transmission” (その他の異時送信) についての定義は提案されていない。

2. 保護レベルについて

“equivalent deferred transmission” (同等の異時送信) については義務的保護とされ、“other deferred transmission” (その他の異時送信) については任意的保護とされている。

3. 合意声明について

上記 “equivalent deferred transmission”、“other deferred transmission” (その他の異時送信) に含まれる送信形態及び “for a limited period of weeks or months” に関連して以下の合意声明案が提案されている。

Equivalent deferred transmissions include online repeats, on-demand catch-up services and previews. Other deferred transmissions include parallel sport events, extra footage on news or programs, additional interviews, behind-the-scenes programs, pure on-demand streaming channels and on-demand catalogues.

同等の異時送信には、オンラインリピート、オンデマンドキャッチアップサービス、プレビューが含まれる。その他の異時送信にはスポーツイベントの別映像、ニュースや番組の付加映像、追加のインタビュー、舞台裏の番組、オンデマンドだけのストリーミングチャンネル及びオンデマンドカタログが含まれる。

“for a limited period of weeks or months” is purposely used in the definition to maintain the different uses of the industry worldwide in terms of the time extension of catchup services and online repetitions.

「限られた週あるいは月までの間」とは、キャッチアップサービスやオンラインリピートの期限の各国ごとの違いを維持するために意図的にそのように使用されている。

(参考2) 米国提案について

今次会合において、米国より与えられる権利 (RIGHTS TO BE GRANTED) について各国に柔軟性を与えるものとして新たな提案がなされた。具体的には以下のとおりである。

- (1) (i) : ①再送信に対する排他的権利という一つの権利のアプローチとする。
- (1) (ii) : ②放送機関に再送信についての排他的権利を付与する必要があるが、各国における保護の方法に柔軟性を与えるため、加盟国は再送信についての排他的権利の付与を制限できる。

ただし、その場合には、

a. WIPOに通知する必要がある。

b. 制限した部分について放送機関に対して適当かつ効果的な保護を与える必要がある。

また、上記提案に付随して以下の3つのパラグラフについての提案がなされている。

パラグラフ(x) : 既存の著作権に影響を与えないという規定

パラグラフ(y) : 履行方法についての柔軟性を保証する規定

パラグラフ(z) : 放送機関に著作権や隣接権に基づいた権利行使を保証する規定

本提案について、米国から次のような説明がなされた。本提案は、第1条(i)において再送信に関する排他的権利を放送機関に与えることとしており、そのような権利を与えない場合でも、第1条(ii)において何らかの適当かつ効果的な保護について放送機関が行使できることとしている。その方法については(y)において各国に柔軟性を与えるものとしており、例えば、米国では再送信について、電気通信法により放送機関の許可が必要となっており電気通信法による保護も含むことができる。また、(z)において放送機関が著作権者から許諾を受けている範囲で著作権者の権利行使できるものとされており、米国では、放送機関が著作権者から独占的ライセンスを受けている場合には、書面を示すことにより放送機関が当該著作権の権利行使できることとなっている。したがって、米国内において放送機関に隣接権は付与されていないものの第三者が行う再送信については放送機関に対して効果的な保護が与えられている。

米国提案 (SCCR37/7)

(1) (i) Broadcasting organizations shall have the exclusive right of authorizing the retransmission of their programme-carrying signal to the public by any means.

放送機関は、任意の手段で番組伝送信号を公衆に再送信することを許諾する排他的権利を有する。

(ii) Any Contracting Party may, in a notification deposited with the Director General of WIPO, declare that it will apply the provisions of Article (1)(i) only to certain retransmissions, or that it will limit their application in some other way, provided that the Contracting Party affords adequate and effective protection to broadcasting organizations against the retransmission of their programme-carrying signals to the public by any means, without their authorization, through a combination of the right provided for in Article (1)(i) and copyright or related rights.

いずれの締約国も、第1条(i)の規定を特定の再送信にのみ適用すること、または他の方法でその適用を制限することを、WIPO事務局長に寄託する通告において、宣言することができる。ただし、締約国は、第1条(i)に規定する権利と著作権又は関連する権利とを組み合わせることにより、放送機関に対し、放送機関の許諾なく任意の手段で番組伝送信号を公衆に再送信することに対して適当かつ効果的な保護を与えるものとする。

(x) (i) Nothing in Article (1)(ii) requires Contracting Parties to extend or alter copyright or related rights protection in the programmes carried by the signal, including any applicable exceptions or limitations.

第1条(ii)の規定は、締約国に対し、制限又は例外を含め、シグナル送信される番組における著作権又は関連する権利の保護を拡大又は変更することを要求するものではない。

(ii) This Convention shall in no way be interpreted to limit or prejudice the protection otherwise secured to authors, to performers, or to producers of phonograms under domestic law or international agreement.

この条約を、国内法令又は国際協定に基づいて著作者、実演家又はレコード製作者に確保される保護を制限し、又は害するものと解釈してはならない。

(y) The means by which this Convention is implemented shall be a matter for the domestic law of each Contracting Party and shall include one or more of the following: protection by means of the grant of a copyright or other specific right; protection by means of the law relating to unfair competition or misappropriation; protection by means of telecommunications law and regulations; protection by administrative measures, and protection under criminal law.

この条約を実施するための手段は、各締約国の国内法令の定めるところによるものとし、次のうちの一つ以上を含むものとする。著作権その他特定の権利の付与による保護、不正競争又は不正使用に関連する法令による保護、電気通信法及び規制による保護、行政措置による保護及び刑法による保護。

(z) Contracting Parties that afford protection to broadcasting organizations through a combination of the right provided for Article (1)(i) and copyright or related rights permitted by Article (1)(ii) shall provide that broadcasting organizations may enforce rights against the unauthorized retransmission of the programmes carried by the signal, to the extent that the broadcasting organizations are authorized to do so by the owners of copyright or related rights in the programmes as permitted by the Contracting Party's domestic law. [1]

第1条(i)に定める権利と第1条(ii)により認められる著作権又は関連する権利との組合せにより放送機関を保護する締約国は、締約国の国内法令で認められている、番組の著作権又は関連する権利の所有者によって放送機関が許可されている範囲で、シグナル送信される番組の許可されていない再送信に対する権利を放送機関が行使できることを規定する。

[1] Agreed statement concerning Article (1)(z): It is understood that Contracting Parties may impose conditions specifying the circumstances under which a broadcasting organization may enforce a copyright or related right owned by a person other than the broadcasting organization.

第1条(z)に関する合意声明：放送機関が、放送機関以外の者によって所有される著作権又は関連する権利を行使できる状況を特定する条件を加盟国が課すことができると理解される。